

内閣府（原子力防災）の主な業務

平時

1. 地域防災計画・避難計画の策定・充実化の取組及び財政的支援

- ◆原子力発電所がある地域毎に13の「地域原子力防災協議会」を設置し、自治体と一体で、地域防災計画・避難計画の策定・充実化の取組を実施。
- ◆地域の避難計画等を含む「緊急時対応」を取りまとめ、同協議会において原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認。その後、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）に報告し、了承を得る。

2. 原子力総合防災訓練、訓練・研修

- ◆原子力災害対策特別措置法に基づき、毎年度、原子力緊急事態を想定し原子力総合防災訓練を実施。
- ◆（緊急時に防護措置を実施する）警察・消防等の実働組織を含む国・自治体職員、民間事業者などの対応要員に対する訓練・研修を実施。

緊急時

- ◆原子力災害対策本部の事務局として、原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策等の総合調整。